

徳島市中心市街地出店支援事業費補助金交付申請にかかるＱ＆Ａ

Q1	対象者について	申請日現在、出店前のため中小企業者でない場合、対象とはならないのか。	出店によってはじめて中小企業者となる場合は対象とします。 ただし、令和８年２月末までに開店しなければならないことから、それまでに法人の場合は登記、個人の場合は開業届を行う必要があります。
Q2	対象者について	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般社団法人等は対象となるか？	対象者の要件に“中小企業基本法第２条第１項に規定する中小企業、小規模事業者であること”とあるため、中小企業基本法上の「会社」に該当しない左記の法人等は対象者にはあてはまりません。
Q3	対象事業について	テナントミックスとは？	商業集積活性化における効果を最大化するための業種業態の最適化（最適なテナント（業種業態）の組み合わせ）をいいます。
Q4	要件について	自社所有の空き店舗であっても新たに出店する場合、対象となるか？	お見込みのとおり、賃貸・所有に関わらず空き店舗であれば対象になります。
Q5	要件について	交付要綱第３条中「新たに」とあるが、過去に中心商業地区において出店していた実績がある場合は対象外か？	過去に中心商業地区において出店した実績があっても、対象となります。
Q6	要件について	交付要綱第３条中「新たに」とあるが、中心商業地区内での移転に伴う出店は、対象とならないのか。	対象地区内における移転についてはご相談ください。
Q7	要件について	交付要綱第５条第２項中「小売業・飲食サービス業等の店舗」とあるが、この他の業種は？	記載の業種は、あくまでも例として示したものです。中心商業地区において来街者の利便性の向上を目的とし商業的な活動を行う場合であって、不特定多数の来客があり中心商業地区の賑わいに寄与する店舗を営む業種であれば、その業種を限定することなく幅広く対象とします。
Q8	要件について	事務所は対象となるか。	事務所は対象にはなりません。 事務所は店舗とは違い、不特定多数の来客がないことや業種は様々であるが来客が多くないことなどから、本補助事業の主旨に合致したものとは認められないためです。 なお、不特定多数の来客がある店舗事務所は対象となります。
Q9	補助対象経費について	工事が複数社に跨がる場合、複数社にかかる経費を補助対象経費として差し支えないか。	お見込みのとおり、店舗改装工事一式の中に含まれる工事については全て対象経費となります。 なお、見積書が複数社に跨がる場合、複数社分の見積金額の合算額を対象としてください。
Q10	工事費について	A工事・B工事・C工事について、全て対象となるか。	事業者の出店に要する経費に対しての支援を目的としていることから、A工事は対象となりません。よって、対象経費は、B工事及びC工事となります。
Q11	市税について	要綱第４条において、市税を完納していることが条件となっているが、住登外課税の場合納税証明書については全ての税目において取得しなければならないか。また賦課年度はいつのものが必要か。	お見込みのとおりです。 自ら納税証明書を添付する場合、市税（住民税、固定資産税及び軽自動車税）全てにかかる納税証明書が必要です。なお、賦課年度については直近年度のもので構いません。
Q12	見積書について	自分でＤＩＹにて整備する場合、見積書を自分で用意したものでかまわないか。	工事見積書は、工事金額を裏付けするための資料として添付いただくものであり、適正な価格を確認する必要があることから、ＤＩＹは対象外となります。 あくまでも工事請負契約に基づくもので、見積もりについても第三者かつ専門業者によるものがが必要です。
Q13	工事費について	出店者以外に、例えば当該空き店舗を管理する不動産会社が施工した工事費についても対象となるのか。	本要綱でいう事業者とは、当該店舗を出店しようとする直接の事業者（店長）を指します。よって、管理する不動産会社の工事費については対象とはなりません。

Q14	他の補助金との併用について	出店に関して、他の補助金との併用は認められるか。 例えば、設計料を他の補助を受けることは認められるか。	同一の対象経費については、国、県、市等の他の助成・補助制度との併用はできません。 ただし、対象経費が別であれば併用は可能です。 以上のことから、設計料と工事費は補助経費が異なる経費であることから、併用を認めるものとします。 ただし、他の補助又は助成制度の要綱で併用を不可としている場合には、どちらか一方の申請となりますのでご了承ください。 また、併用が可となる場合でも、経費の混同のおそれがある場合、当該経費については補助対象となりません。
Q15	対象経費について	看板設置工事だけでも、店舗改装工事費として認められるか。	店舗看板は、店舗の顔となる重要なサインであり、店舗改装に包括されるべき経費です。また製作・加工から設置までを一貫して行われるのであれば、建設業にいう屋外広告物設置工事に該当することから対象になります。 ※設置工事は対象ですが、看板等の制作経費は対象となりません。